

九州大学授業料の免除等に関する規則

平成16年度九大規則第102号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大規則第80号)

第1条 この規則は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）第40条第4項及び九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）第43条第4項の規定に基づき、授業料の免除、徴収猶予、月割分納及びこれらの許可の取消し（以下「免除等」という。）について必要な事項を定める。

第2条 授業料の免除等の決定は、総長が行うものとし、九州大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

第3条 授業料の免除等を受けることができる者の資格、範囲及びその認定方法等については、委員会において定めるところによる。

第4条 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納は、別に定める様式により各納期の始めに理由を付して願い出るものとする。

第5条 授業料の免除等の許可は、原則として授業料の納期ごとに行うものとする。

第6条 この規則に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第76号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第98号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第38号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第80号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。